

(標識の掲示)

第3条 法29条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る開発区域内の見やすい場所に、開発許可標識(様式第2号)を掲示しなければならない。

様式第2号(第3条関係)

開 発 許 可 標 識	
許可年月日及び許可番号	平成 年 月 日 八尾市指令 第 号
開発区域の所在地及び面積	八尾市 (m ²)
予定建築物の用途	
許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称)	
工事施行者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称)	
工事現場管理者の氏名	連絡先電話
工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

← 90センチメートル以上 →

↑ 60センチメートル以上 ↓

※ 標識設置については、写真撮影し、完了届出書に添付して下さい。